

現場説明書

工事名称	旭第二宿舎建設工事
説明事項	1. 設計図書等（本現場説明書や工事特記仕様書並びに図面等の書類をいう。）に十分目を通し、受注者が履行すべき事項を把握して入札すること。 なお、設計図書等の記載事項に、疑義がある場合は必ず質問すること。 2. 千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき、本工事の請負契約の適正化等に努めること。 3. 本工事契約後に監督員等の承諾・確認等受けるべき工事関連書類は、営繕課 HP 内「県発注営繕工事関連提出書類一覧」を確認して作成すること。 4. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済証紙購入状況の確認について（千葉県）」を遵守すること。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/documents/kentaikyo-manual.pdf 5. 受注者は、本工事が対象となる請負業者賠償責任保険等の保険に加入し、保険証書の写しを提出すること。なお、受注者が自社事業全体を対象として年間で一括加入している場合は、その証書の写しと付保証明書の原本を提出すること。 6. 法令等による申請又は提出書類は一覧表を作成し、遅滞なく関係機関に提出すること。 作成した一覧表は、1 部を監督員に提出し双方で管理する。 7. 工事箇所の近隣住民並びに近隣施設とのトラブルが発生しないよう配慮すること。 万一、発生した場合は受注者側で処理すること。 8. 既存工作物及び埋設物には十分注意し、破損した場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。 9. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事であり、落札後契約に先立ち、対象建設工事の届出に係る事項を記載した書面（法第 12 条第 1 項に基づく書面）を提出し発注者に説明すること。 10. 本工事を受注した場合は、適正な賃金台帳を作成し、その台帳に基づく調査票等の作成及び事業所の訪問調査・指導に協力すること。 また、本工事の一部について下請契約を締結する場合も、下請業者は同様の義務を負う旨、下請契約に定めること。 （労務費調査：請負金額が 1000 万円以上で、10 月に現場施工する工事が対象） 11. 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。 12. 本工事は、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第 2 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項に基づく現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない工事である。 13. 受注者からの協議により、やむを得ず「手すり先行工法に関するガイドライン」による設置及び手すり先行専用足場型と同等の機能を有する足場の設置が不可能となった場合は、設計変更の対象とする。 14. 本工事は、「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。 このため、契約初年度は、前払金等の支払い請求ができないことに留意すること。 15. 本工事を施工するにあたり、使用する建設機械においては、低騒音建設機械及び排出ガス対策

説明事項	型建設機械を使用することとし、併せて低振動型建設機械を使用するよう努めること。 16. 本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。 なお、調査票は、以下に掲載している。 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html 17. 本工事は、千葉県営繕工事週休2日促進工実施要領（令和7年3月14日改定）に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する通期の週休2日促進工事（発注者指定方式）である。 18. 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。 19. 「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型、胴ベルト型及びランヤード等）を使用すること。 20. 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。 （1）受注者は、工事の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。 （2）工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。 21. 工事完成検査については、契約工期限内に受検すること。 質問及び回答 本工事に関して質問がある場合は、会計課長宛てに回答欄付き文書で提出すること。 詳細は一般競争入札公告を参照すること。なお、質問がない場合は提出する必要はない。
-------------	---